

令和3年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和3年3月25日

カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和3年度カジノ管理委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

第1 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第2 事後評価の対象及び評価方法

- (1) 事後評価の対象とする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

以下のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

事後評価の実施に当たっては、あらかじめ、達成すべき目標や測定指標などを記載した事前分析表を策定し、これに基づき、計画期間終了後速やかに事後評価を実施することとする。

政策：カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保

令和3年度施策名（評価実施単位）：

カジノ事業の健全運営のための制度の整備

- (2) 政策決定後5年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）

該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）

該当なし